

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 高等学校を卒業した者</p> <p>(2) 中等教育学校を卒業した者</p> <p>(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者</p> <p>(5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)</p> <p>(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの</p>	<p>第5条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) (同 左)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10) <u>高等学校、中等教育学校の後期課程又は文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者であって、本学において、本学が教育研究を行っている学問分野における傑出した能力を有すると認められたもの</u></p> <p>(11) (同 左)</p> <p>2 <u>前項第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該学部の定めるところによる。</u></p>
<p>(中 略)</p> <p>第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) 大学に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修</p>	<p>第37条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>得したものと認めた者</p> <p>(9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの</p> <p>2</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) } (5) }</p> <p>(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの</p> <p>3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程（第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) } (5) }</p> <p>(6) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</p> <p>(7) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの</p> <p>(中 略)</p> <p>第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) }</p>	<p>(9)</p> <p>2</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6)</p> <p>(7) (8)</p> <p>3</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6)</p> <p>(7)</p> <p>4 <u>第1項第8号及び第9号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第6号及び第7号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。</u></p> <p>第53条の3</p> <p>(1) (2) (3) (4)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(5) } (6) } (略) (7) } (8) 大学に3年以上在学した者(学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者 (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの</p> <p>第53条の4 (略) 第53条の5 科目及び授業は、<u>当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部(以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。)</u>の定めるところによる。</p> <p>2 } 3 } (略) (後 略)</p>	<p>(5) } (6) } (7) } (8) } (同 左) (9) }</p> <p>2 <u>前項第8号及び第9号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部(以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。)</u>の定めるところによる。</p> <p>第53条の4 (同 左) 第53条の5 科目及び授業は、<u>当該研究科又は教育部</u>の定めるところによる。</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に入学する者から適用する。</p>